

クリーンセンター滋賀だより No. 6



2005年10月
財団法人 滋賀県環境事業公社

いよいよ「クリーンセンター滋賀」整備事業の工事が始まりました。



去る、平成17年9月13日(火)に「クリーンセンター滋賀」整備事業の起工式が甲賀市甲賀町神地先において執り行われました。当日は滋賀県環境事業公社 國松理事長、赤堀滋賀県議会副議長、中島甲賀市長、北村甲賀市議会議長をはじめとして、工事関係者、地元対策委員長や地権者の方々など多数の出席をいただきました。

財団法人滋賀県環境事業公社は、県民の生活環境保全のために県内の産業廃棄物の適正な処理を公共関与により行うことを目的とし、県・市町村・関係事業者の出資で設立したものです。

起工式において、國松理事長から、クリーンセンター滋賀整備事業は計画策定から13年間が経過し、その間多数の関係地域住民の皆さま方のご尽力とご協力に対してのお礼と、近年の廃棄物問題は、地球上の生物の営みを考える上で、また産業経済活動が持続的に発展していくためには解決しなければならない課題であり、今後とも公社は環境こだわり県滋賀にふさわしい施設整備に努め、安全・安心な生活環境の実現に務める所存であるとのあいさつがあり、引き続き赤堀滋賀県議会副議長および中島甲賀市長から祝辞をいただきました。関係者一同工事の安全と円滑な実施に向けての努力を誓ったところです。

今後工事の本格化に伴い、地域の方々にはご理解とご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

クリーンセンター滋賀完成予想図



環境監視委員会

第3回クリーンセンター滋賀環境監視委員会会議概要

1. 開催場所 平成17年8月8日(月)13:30~16:00

2. 開催場所 甲賀市甲賀支所 第3会議室

3. 出席者 (出席委員数 12名/委員数 14名)

委員

学識経験者: 金谷委員

住民代表: 中島(茂)委員、東委員

中邨委員、福島委員、中島(仁)委員

事業者: 中村委員

滋賀県: 藤居委員

甲賀市: 大谷委員、村山委員、服部委員

環境事業公社: 中野委員

事務局

(財)滋賀県環境事業公社



4. 議事内容

(1) 環境監視委員会設置要綱および委員の変更について

(2) 工事期間の監視ポイントと監視基準について

工事期間の監視ポイントと監視基準について、事務局から説明を行い、委員から次の意見がありました。

【主な意見】

- ・工事全体で監視委員会がどういう活動をするのかの計画が必要である。このことにより委員が全体を把握する中で必要なところが明確になり、工事の監視もすっきりしたものになる。したがって、スケジュールを明確に示し、現地の写真、構造、実態の記録をきちっと残し、工事の経過の中で監視ができるようなシステムが必要である。
- ・工事の内容から見て、監視には班分けなどで実際に活動ができるようにすることも必要である。
- ・監視のポイントの記録写真等を公社のHPで公表できないのか。
- ・工事計画をブロック分けした監視活動の計画に基づいて監視をしていきたい。
- ・委員は工事自体を監視することは困難である。工事の発注者である公社が事業者を管理する中で、委員が確認するという形になるのではないのか。

- ・工事に関する住民意見を工事業者は知っているのか。
- ・監視基準を環境対策と性能保証に分類することも必要ではないか。
- ・工事工程全体を提示し、これこれのポイントを見ればよいと言うような監視方法がよいのではないのか。
- ・例えば、資料に番号を付け、公社が監視をするポイントと委員がする監視ポイントを落とし込んでいけばどうか。
- ・アセスの事後調査に伴う報告書に関して、監視委員会の役割はどうか。
施設の中で重要な要素として、鉛直遮水工、表面遮水工、破損検知システムがあり、これらは出来上がり時点では、内容が分からない施設であるので、そこところは必ず見られるようにしてもらいたい。

【意見のまとめ】

- ① 工事全体の工程に従って監視ポイントがどこかを番号で示す。
- ② 監視ポイントは環境対策と性能保証に区分する。
- ③ どの時点で委員会を開くのか、また現場に行くのか、そしてこの監視記録は写真により保存する。
- ④ 記録はHPなどに掲載を検討する。

5. 次回開催

工事の工程進捗状況等を勘案して、10月から11月にかけて監視活動の実施を予定します。

6. 資料

- (1) 環境監視委員会設置要綱
- (2) 意見等集計表(改正)
- (3) 各意見の内容(改正)
- (4) 工事中の監視ポイントおよび監視基準
- (5) 工事概要
- (6) 工事スケジュール

(なお、第1回および第2回環境監視委員会の

概要については、公社ホームページに記載していますので、ご覧下さい。)

お知らせ

9月13日に甲賀市と(財)滋賀県環境事業公社の間で、環境汚染の発生を事前に防止し、住民の健康と生活環境の保全を図るために「クリーンセンター滋賀設置に伴う環境保全協定」を締結しました。

発行: 財団法人滋賀県環境事業公社 甲賀支社

住所: 甲賀市甲賀町大原市場744

電話番号: 0748-88-9191

FAX 番号: 0748-88-6322

メールアドレス: aef88910@tree.odn.ne.jp

ホームページ: <http://ice.candy.ne.jp/~ie-kankyo/>

古紙配合率 100%再生紙を利用しています。